

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書（政党その他の政治団体の政治活動）

年 月 日

(宛先) 橿原市選挙管理委員会委員長

申出者 主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3 閲覧者に関する事項	1 当該政党その他の政治団体の役職員又は構成員であって閲覧者として指定する者である。 住所 氏名 2 承認法人にかかる者である。
4 閲覧事項の管理の方法	[管理責任者] [役職名] [氏名] [管理の形態] [管理の方法] [廃棄の時期] [廃棄の方法] [その他]
5 閲覧対象者の範囲	
6 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
7 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> する <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> しない</span> </div>
8 政党その他の政治団体に関する事項	1 政治活動の実績を示す資料を省略する（公職にある者が所属する場合のみ） その者の公職の種類 その者の氏名 2 政治活動の実績を示す資料を省略しない
備考	（添付書類について記載すること。1 政治資金規正法第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し 2 政治活動の実績を示す資料（公職にある者が所属する場合は省略できる。））

### 備考

- 1 この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 閲覧に供する選挙人名簿の抄本は、原則としてドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者として保護の措置を受けている者が記載されていないものを使用する。

## 【 記 載 要 領 】（政党その他の政治団体の政治活動）

### 「2 閲覧事項の利用の目的」欄

閲覧事項を何に利用するのかを具体的に記載

### 「3 閲覧者に関する事項」欄

閲覧するものが当該政党その他の政治団体の役職員又は構成員であつて閲覧者として指定する者である場合は、1に○を記したうえ閲覧をする者の氏名及び住所を記載

法第28条の2第7項の規定による承認法人にかかる者である場合は2に○を記す。

### 「4 閲覧事項の管理の方法」欄

〔管理責任者〕 閲覧事項の管理、廃棄等取り扱いについての責任者の職名、氏名を記載

〔管理の形態〕 閲覧事項を記録する媒体（紙、磁気データ（CD・FD・HD等））を記載

〔管理の方法〕 閲覧事項を記録する媒体を保管する場所、施錠の状況、鍵の管理方法等を記載

〔廃棄の時期〕 閲覧事項を記録する媒体をいつ廃棄するのかを記載

〔廃棄の方法〕 閲覧事項を記録する媒体をどのような方法（裁断、焼却等）で廃棄するのかを記載

〔その他〕 閲覧事項を記録する媒体を適正かつ安全に管理することにつき参考となる事項を記載

### 「5 閲覧対象者の範囲」欄

閲覧しようとする選挙人の条件（投票区、町名等）及び人数を記載

### 「6 閲覧事項取扱者の範囲」欄

当該政党その他の政治団体の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱わせる者の範囲を記載

### 「7 承認法人の申出」欄

申出者が当該申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる旨の申出をするかしないかを記載

申出をする場合は別途承認法人に関する申出書を添付する。

### 「8 政党その他政治団体に関する事項」欄

当該政党その他の政治団体に公職にある者が所属する場合、政治活動の実績を示す資料の添付を省略するかしないかを記載。省略する場合は、その所属する者の公職の種類と氏名を記載

### 「備考」欄

添付書類及び本件閲覧について参考となる事項を記載

（例）政治資金規正法第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し

政治活動のため作成したパンフレット、チラシや政治団体収支報告書を受付した書類

（注） 申出者は、閲覧事項の漏えい防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

#### 〔閲覧状況の公表について〕

公職選挙法第28条の4第7項の規定により選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

公表項目：申出者氏名、利用の目的の概要、閲覧年月日、閲覧対象者の範囲

#### 〔閲覧行為にかかる罰則等〕

偽りその他不正な手段により選挙人名簿を閲覧した者又は閲覧事項を目的外に利用し、若しくは第三者に提供した者その他公職選挙法の閲覧規定に違反した者は、30万円以下の過料若しくは罰金又は6月以下の懲役に処せられることがあります。